

（議長 寺島渉）

それでは休憩前に引続き会議を再開いたします。

一般質問最後となりました。

発言順位 11 番、議席番号 8 番、荒川詔夫議員を指名いたします。荒川詔夫議員。

なお、荒川議員より演壇における資料等の提示許可願がありました。

議長はこれを許可しましたので報告をいたします。

（8 番 荒川詔夫）

議席ナンバー 8 番、荒川詔夫です。通告に従いまして、これから順次質問をさせていただきます。今回も最後の質問者となりまして、大変、皆様方にはお疲れのことと思っておりますけれども、少し眠くならないように、そんな視点から質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず 1 点は、農地の集積等による自主管理の適正化に向けた取り組みについて伺います。昨今、農業の基幹的従事者の高齢化や後継者不足等々の背景の中で、農地の集積等、流動化が進んでいる現状を顧みの中で、町内の農地管理、例えばけい畔、農道の草刈り、水田の水管理等々、現状において適正に果たされているか否かについて、まず事務担当の産業観光課長と、それから農業委員会長へお尋ねをさせていただきます。

（議長 寺島渉）

桜井産業観光課長。

（産業観光課長 桜井俊次）

お答え申し上げます。農地の自主管理の適正化ということで、特にけい畔の草刈り、あるいは水管理等でございますけれども、これにつきましては農家の自主管理でお願いしているところでございます。現状を見ますと、けい畔等の草刈りが徹底されていない農地が、町内の中では見られるということもございまして、一部では適正に管理されていないところがあるということも認識はしてございます。

草刈り等ができない事情、いろいろあろうかと思っておりますけれども、自然環境の保全だとか良好な景観の形成など等々考えますと、また先ほど申されました農家の高齢化等も考えますと、今後考えていかなければならないかなということも認識をしております。以上でございます。

（議長 寺島渉）

丸山農業委員会長。

（農業委員会長 丸山成志）

農地の自主管理、これが適正にあるかとそういったことではございますが、今お話もありました、私の見る範囲全てではございませんが、農業に従事をされている農業者の皆さん、ご案内のように高齢化の一途と、こういったところにあるのは飯綱町も同じだと、このように認識しておりますが、これらの皆さん、意欲とそれから前向きな姿勢というものについては素晴らしいものを持っておられます。しかしながら、体がついていかないというのが現状でありまして、こういった面が 1 点あります。

しからは、若い人たちはどうだろう。こういったところから見ますと、若い皆さんもやはり農村で生まれ育つたと、こういったことから見ますと、現状は十分理解しておられるように思っています。しかしながら、これも若い皆さん、今の自身の時間との調整、こういったものがなかなかできない。こんなこともあります。それから、ずっと見渡す中では、稀ではございますが、こちらの管内で農地を所有しておられる所有者の皆さん、こういった皆さんが、こちらに在住していないと。こういったのも見られるわけではございまして、様々な角度から見まして、けい畔、水利、こういったものの管理については行き届かないと。こういったことにつきましては紛れもない実態と、こういうふうにて捉えております。

ただそうは言っても、中山間地直払事業、あるいは多面的機能、いわゆる保全推進活動、こういった事業を駆使している地域等についてはこの限りではないなど、こんなことも確認しているところでございます。

（議長 寺島渉）

荒川詔夫議員。

(8 番 荒川詔夫)

それでは次に、私も農地管理の現状は徐々に残念ながら粗雑化しつつあると、こういうふうに思っておりますけれども、もう一度、町内全般、景観を含めてどのようなご認識をお持ちになっておられるかについて、町長に思いをお聞かせいただきたいと思っております。

(議長 寺島渉)

峯村町長。

(町長 峯村勝盛)

それは農業委員長さんと目を異にしているわけではないので、同じ方向だと思っておりますけれども、目立つのは田んぼのけい畔、特に急傾斜地の辺りのけい畔の対応というのが、残念な場所もあるかというふうに思いますが、畑作であっても中にはりんご畑から始まって、いろんな意味で少し管理が不行き届きだなと思われるような農地も見受けられております。

しかし、高土手と呼ばれる水田のけい畔は、何か対応策がないかなと、そんな知恵を絞りたいというふうに考えているところでございます。

(議長 寺島渉)

荒川議員。

(8 番 荒川詔夫)

それではまず、ご認識についてそれぞれの方からもお聞きしましたもので、次に関連していきますので次に入りたいと思っております。

まだ、農業の基幹的従事者の高齢化等の進展によりまして、農地が担い手等への例えば所有権移転、あるいは賃貸借に伴う利用権設定等々、並びに受託耕作等により現在農地の流動化が進んでいる、そういう情勢下にあります。

27 年度における、現在の担い手への農地の延べ集積面積は、町内では 321 ヘクタールと報告されております。町の第 2 次総合計画によりまして、今後 5 年間、平成 32 年度の時点において町内の農地が更に 50 ヘクタール集積されると推計されております。お尋ねします。50 ヘクタールの集積面積が、何か町行政側として誘導策のために目標を持つての数値の積み上げか、あるいはそうでないか。そしてまた、その 50 ヘクタールの算出根拠について主幹の産業観光課長にお伺いします。

(議長 寺島渉)

桜井産業観光課長。

(産業観光課長 桜井俊次)

総合計画の中の 50 ヘクタールということでございます。特にこの 50 ヘクタールにつきましては、現在、利用権設定が主に貸し借りの中心になってございます。ただ、先ほどもございましたけれども、農地中間管理機構での農地の貸し借りも段々と出てきてございます。この利用権設定につきましては、再設定が主な水田ですと概ね 3 年、果樹ですと 5 年というような期間が過ぎての再設定が主でございます。27 年度につきましては 85 ヘクタールほどの利用権設定がございまして、その中で担い手に利用権設定をするというのが、40 ヘクタールほどの利用権設定がございました。このうち、新たに利用権設定をするというのがまだ 2 ヘクタールほどでございます。中間管理機構では 5 ヘクタールほどですので、年間 7 ヘクタールぐらいを今やっているというところでございますけれども、これを何とか農地中間管理機構を使いながら、やはり集約化をしなければ農作業の効率も悪いですので、なるべく集約化をするようなかたちで 5 年後には 50 ヘクタールほど、担い手の方に点在しているのを集積できないかなというところで、現状の新規の集約化から見込んだ数値でございますので、よろしく願いいたします。

(議長 寺島渉)

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

それでは、既存の 27 年度末の担い手への集積延べ面積が 321 ヘクタールと、こういうふうな報告を受けておりますので、その 321 ヘクタールを要因別比率、現状どこにあるかということで、例えば口頭貸付、それから先ほど申しましたように利用権設定、あるいはこれから力が入るか入らないか分かりませぬけれども中間管理機構、あるいはその他と 4 つの区分に分けて、それぞれ現在の集積の比率をお聞かせいただけますか。

（議長 寺島渉）

桜井産業観光課長。

（産業観光課長 桜井俊次）

町で把握している分につきましては、利用権設定がほぼでございます。口頭貸付等におきましては、町では把握してございませんので、ほとんどが利用権設定ということでお願いをしたいと思います。

（議長 寺島渉）

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

もう一度確認します。先ほどの 321 ヘクタールというのは、ほぼ利用権設定の面積だと。それで、いわゆる信頼による対個人、全く農業委員会等通さなくて、そういう賃貸借してる面積というのは、321 ヘクタールの中には含まれていないという理解でよろしいでしょうか。

（議長 寺島渉）

桜井産業観光課長。

（産業観光課長 桜井俊次）

321 ヘクタールにつきましては、利用権設定が全てでございます。口頭貸付等が入ってございません。

（議長 寺島渉）

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

私は、現実やはり今まで信頼感における個人の貸付、これも結構かなりウェイトを占めているのではないかと、こういう思いを個人的に持っておるわけです。周りを見ても、特に利用権設定だとか、そんな賃貸者契約を結んでの契約じゃなくて、本当に口頭による貸付も存在していると。こういうことです。そこら辺ももう少し皆さん方は把握すべきだということに指摘しておきます。それはなぜかということ、ご承知のとおり経営安定対策等交付金に掛かる営農指導計画及び生産実施計画、こういうものがそれぞれ役場あるいは J A を通じて各農家に来まして、そこにいと誰から借りたとか貸したとか、そういうことが記載されておりますので、双方で記入しますので、だから今の電算システム上からはそういうものは当然把握しているというふうに思うので、そこら辺ははっきり現状というものを認識しておかないと、これからの農地の適正管理上、やはり私は問題がいろいろ生じてくるとこういうふうに思いますので、是非そこら辺また後日で結構ですから、もう一度精査していただきまして、資料の提出を求めていきたいと思っております。

次に移ります。現状は利用権設定の場合ですけれども、貸付人及び借受人が利用権設定する場合は、所定の利用権設定関係農地利用集積計画書及び利用権設定移転申出書を農業委員会に届け出の上、承認されますと、町長名で当該書類の控えとともに、双方へ農地の善良なる管理に向けた協力要請を付した文書が送付されております。

お尋ねしたいことは、現行のそういう方式の手続きを顧みて課題等があるかないか。また、あるとすれば課題は何かについて、産業観光課長ともう一度農業委員会長へ両者にお伺いしたいと思います。

（議長 寺島渉）

桜井産業観光課長。

（産業観光課長 桜井俊次）

お答えを申し上げます。利用権設定につきましての課題ということでございまして、事務的な課題を捉えたらよいか、あるいは利用権設定の設定自体の課題を捉えた方がいいのか、ちょっとそこら辺が不明ですけれども、利用権設定につきましては、ご存知のとおり農業委員会を通じまして、町や普及センター、JA と利用権設定の手続きを行っておるところでございますけれども、昨今におきましては、やはり農地のいいところは借り手があるんですけれども、変形したりだとか、あるいは山あいだとか、そういうところではなかなか借り手がないというような立地条件によるもの。それともう一つ、高齢化によりまして利用権設定をしている途中でも解約をして、他に借り手がないかということで農地相談に来られる方もこのところ多く見受けられます。また、利用権設定の再設定のときにも、もう次は利用権設定できなよというような方も中には昨今見られます。このようなために新たな耕作者を見つけるためには、どうしたらいいかということで、農地相談に来られている方がこのところ多くなっているというようなことが、課題かなというところで考えております。以上です。

（議長 寺島渉）

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

それでは農業委員会長には、今ちょっと私の質問の中身がどこら辺が課題かということが、産業観光課長は理解に苦しまれたようですので、今の手続きを経る中で現在の農地の適正化管理について、そこら辺について課題があるかないかと、こういうことを農業委員会長にお尋ねします。

（議長 寺島渉）

丸山農業委員会長。

（農業委員会長 丸山成志）

それでは私が考える範囲で申し上げますが、利用権設定、これを進める段階ではやはり農地を流動することによって、農地管理も含めて優良な農地が確保できる。こういったことで農業委員会、あるいは各農業委員さんも、これらについては自分たちの活動の最大の仕事と、こんなふうに位置付けして日々活動させていただいている、こういったところでございます。桜井課長の話した部分と重複する部分もあるかもしれませんが、貸し手、それから受け手、この辺のマッチングの作業、この中では取り分け果樹、こういった部分については、非常にマッチングのところでは苦労するといった部分があります。

農業を経営する段階においても、やはり借りる側とすれば合理性というものを重視しますし、そこから伴うコスト、こういったものの削減、これによって所得の向上を図れると。こういった考え方の中で受け手とすれば選定するわけでございますから、そういった部分をマッチングすることについては、非常に困難をきたすわけでございます。そういった面から見ますと、管内の農地は結構整備が進んでいると理解しています。ただ、少し前に地盤整備した、いわゆる 40 年、50 年前に整備したところもあるんですが、こういったものについては、今も申し上げたような合理的な部分、こういったことから見ますと、やや難点があるなど。こんなことも含めて理解しています。

（議長 寺島渉）

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

それでは関連がありますので次に進みますけれども、現在も含めてなんですけれども、農家によっては耕作ができないと。こういう農家もこれからどんどん発生するというふうには私は思っております。そういう農家の皆さん方が、農地をやはり荒廃化を防ぐために、いわゆる借受人に貸し出す場合、そういう農家はどうしても耕作をしてもらおうと、こういうことが先決のため、あとの具体的には草刈りだとか農道だとか水管理、そういうことについては無条件で貸し出すというのが、現在の実態ではないかとこんなふうに思います。

先ほど言われましたように利用権設定、あるいは農地中間管理機構を通してでもですけども、私はその場合、農地の適正化に向けて効果があるかないかというのは、ちょっと私も疑問はあるんですけども、それでもやらないよりベターではないかと。それはどういうことかということ、いわゆる利用権設定等の入り口の段階で農地の善良なる管理の履行を誓約する旨の、書面の提出をする中で、双方によって記名押印行為により、農地管理の責任の所在の明確化と適正化に向けた履行の意志を確認すると。そういう意味で、いわゆる入り口の段階で契約をする前に、そういうことを取り決めをする中で実施することによって、より適正化に向けた管理ができるんじゃないかとこんなふうに思っております。それと同時に、前々から申すとおり、当然けい畔の草刈り作業等の軽減に向けた対策、そういう両面の対策は不可欠であるというふうに思っております。

つきましては、産業観光課長に只今私が申したような提案に対して、行政の考えられている具体策等について見解を含めてお聞かせいただけますか。

（議長 寺島渉）

桜井産業観光課長。

（産業観光課長 桜井俊次）

お答え申し上げます。おっしゃるとおり水田への水の掛け放し、けい畔の草刈り等々、多くの意見をいただいております。利用権設定後、あるいは中間管理機構を使った後に農地の借受人の方に対しましては、そういうことがないようにということで、文書でお願いをしているところでございます。現状はそうでございます。

今ほど、誓約書等々の書面の提出と。両者押印というようなご提案がございました。そこまでできるかどうかは、これから検討していきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、このけい畔草刈り、あるいは水の掛け放し、それから一つには大型農業機械によりまして農道や水路の破損等々も出てきてございますので、そこら辺もないような工夫をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

具体策ということでございます。今のところそういう文書で送付していたり、議員さんのご提案の誓約書等々ということでございますので、そこら辺を今後考えていきたいと思っております。今のところの具体策ということでは、特に考えてはございませんのでよろしくお願ひします。

（議長 寺島渉）

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

例えば、今私が申し上げたような本当に入口段階で、いわゆる責任の所在を明確化するということは、以降問題が発生しても、行政側としても非常に指導しやすい、そういう利点があるので是非、そこは前向きに検討していただく中で実践して、少しでも事前に農地の善良なる管理、そういうものの徹底をされるのが先決ではないかと、こういう趣旨で申し上げたわけでございます。よろしくお願ひします。

後もう一つ、農地の集積等にあたって、現状は町内の同一集落外、または近隣の市町村の借受人が増えることも今後想定されます。これらを私は決して否定するわけではありませんけれども、物理的に小回りの行き届いた管理面から現状を見る限り、課題が生じていることもこれは事実でございます。

町では人・農地プランの見直しについては、既に策定済みの事業として担い手が増え成果が上がっているような主旨の答弁がされております。しかし地域の皆さま方は、内容を含め制度等の主旨が不徹底のためよく理解されていなく、現状は行政の目線と集落の皆さん方の目線が、大きくかい離していると思っております。そのため、再度見直しを行い、行政主導による集落内での話し合いの機会を作り、集落内の現状と課題を明確にして共通認識の上に立って、次のステップは、例えば生産法人組織構築がベター等々進むべき道を地域全体で考えることが、正に今求められている現状ではないかと思っております。町長と産業観光課長へ私の思いについての見解と、それらを実施するか否かそこら辺についてお伺いしたいと思います。

（議長 寺島渉）

峯村町長。

（町長 峯村勝盛）

お答えを申し上げます。以前から地域における受け皿的な存在として、農業生産法人なり担い手なりという、それは法人にしなくても一つのグループでも結構ですけど、そういう団体組織を作っていないと、もう受け手がない時代はすぐそこに来ていると、そういうふうに申し上げました。そして、そういう人たちが受入団体になれば、適正管理という面においても、個人がやるのではなくて、共同で管理をしていくということになりますから、一つの方向がきちんと見えてくるのではないかなと、そういうふうに思っていますので、農業で生きて行く飯綱町として、やはりサンプル的なそういう受入れ集団組織法人等の検討は、絶対必要なものだという認識しております。

（議長 寺島渉）

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

時間の関係で次に進みます。今度は牟礼地区の中山間地等直接支払事業の現状と課題に対する認識と解消策について伺います。

ご承知のとおり、事業は実施されてから 16 年の歳月が過ぎ、農業、農村を取り巻く情勢と環境及び住民意識も変わり、今後 5 年先、10 年先を見据えた場合、中山間地等直接支払事業の運営及び維持が困難と、協定参加者の皆様方から危惧する声が発せられております。以上を踏まえ、ある集落の現状の実例と課題についてこれから申し上げます。

まず、協定参加者の平均年齢の高齢化。第 1 期は 55 歳であったんですけども、第 4 期にはもう 70 歳に達している。あるいは耕作者の減少によって設立時 49 名の構成員が 15 年間で 10 名減って現在は 39 名。あるいは構造改善事業による基盤整備も 45 年を経過いたしますと、水路、ほ場等の経年劣化が進み、今後維持管理に多額の費用が見込まれる。あるいは所有者の農地水利権、結等の規範意識が年々薄らいでいると。このことにより、共同作業による農道、水路の維持管理、草刈り、泥上げが困難になりつつあると。それから大規模経営化が進み、耕作地のけい畔管理が徐々に雑になってきていると。これらによってけい畔崩れだとか、あるいは獣のすみか等、問題が生じていると。それからもう一つは、水稲無農薬栽培者のけい畔管理の不履行等によって、病害虫の発生源、昨日も色彩選別の話がございましたけれども、そういう雑なけい畔管理により、いわゆる虫害によって着色粒等が発生しやすい。現状と課題について今申し上げます。

ご承知のとおり、当然地域内の課題は地域内で解決するという事は、これは本来の姿でありますけれども、非常に現実はその辺が厳しいと。こういうふうにお聞きしております。しかるに行政は現状と課題を把握して、足元の施策としてもう一度検討見直しを行い、将来を見据えた方策を講ずるべきであるということを申し上げたいんですけども、その辺について、町長もしくは産業観光課長に見解をお聞かせいただきます。

（議長 寺島渉）

峯村町長。

（町長 峯村勝盛）

議員さんの質問は、今ようやくいろいろな意味で分かったんですけど、先ほどの問題もそうですけれど、農地を維持管理するのに大きく問題があるのは、契約時の在り方に問題があるのではないかと指摘されると、非常にいろいろな意味の議論が深まるわけですが、それを最後の切り札に持っておられるから何をおっしゃりたいのか。今の問題も本当に言いたいことは、まだこれから出てくるのではないかと、こういうふうには私は推察するんです。議員さんがこれから指摘したいことを、私がここで申し上げて、それでご満足いただけるのならそれでいいわけですけども。私は三水地区も牟礼地区も維持をしていく人たちの年齢が高齢化になってきているのと、担当する人が少なくなってきているという、これは共通の問題として持っています。もう一つは、いただいた配分金といいますか、このお金の使い方に大きな差があると。この二つが大きな課題だとふうに認識しています。

（議長 寺島渉）

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

今、中山間地の管理機構の現状の問題として町長も今ちょっと触れられました。いわゆる耕作地のけい畔の草刈りが現状は未実施でも、集落によっては配分額の半分を個人に支払いをしていると。このため解決策として、無配分もしくは配分比率を変える等、行政主体によってその協定書の見直しをすることの是非を含めて、町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

（議長 寺島渉）

桜井産業観光課長。

（産業観光課長 桜井俊次）

お答え申し上げます。中山間地の事業でございますけれども、牟礼地区、三水地区、それぞれ配分が異なっているといえますか、各集落あるいは区、組等への。牟礼地区は個人配分もございまして、少ないところは 20 パーセント、多いところは 50 パーセントということで個人配分もしております。あとは共同作業ということで実施をしております。

三水地区におきましては、全て共同作業ということで実施をしております。この個人配分を何とかというようなお話でございますけれども、協定書につきましては、県、国の方まで上がっていく協定書でありまして、その中に個人配分はどのぐらいという項目がございまして、その中で個人配分を決めてございます。これを県、国等に出して、個人配分こんなにはいけないといった、そういう指導は今のところ聞いてはございません。この個人配分につきましては、各集落でお決めにいただいておりますので、町が高いのではないかとか、あるいは逆に低いのではないかとというような口を出すことはできないといえますか、各集落で決めていただいていることでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（議長 寺島渉）

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

冒頭申し上げましたように、そういう課題については本来ならば地域内で話し合うというのが本筋ですけれども、それがなかなかできないのが今日の情勢下だと。ついては、そこを何とか行政が入って上手く采配を振っていただきながら、課題解消に少しでも皆さん方が満足できるような、そういうシステムにやってほしいというので、もう一度その点いかがでしょうか。

（議長 寺島渉）

峯村町長。

（町長 峯村勝盛）

確かに 50 パーセントの配分を受けて、十分な管理をしていないというような現実があるとすれば、それは若干少し考え直してほしいという点はございます。しかし、県営ほ場整備を例に挙げますと、30 年、40 年を経過してきて、排水路は駄目になってくる、用水は駄目になってきた、さすがに維持管理で大変お金を使うようになってきて、50 パーセント配分しているような地域でも、もうそれはそろそろやめなければ駄目だなと。手持ちのお金が無くなってきたと。こういうような課題ももちろん出てきております。

課長の方でもいろいろ答弁を申し上げましたけれども、地域内に入って農政の話をするのであれば、中山間地なり、農地に維持だけの話ではなくて、もっと多目的な、後継者やいろいろなものも含めて、また畑作地域も含めた上での、そういう農政懇談会等々を農業委員長さん等々のお力も借りながら開催をして、少しずつでも維持ができるような方向へ、皆さんの理解を得て進めていくのが行政の立場だというふうに考えます。

（議長 寺島渉）

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

それでは次に大きな 2 番目の高齢者等の農作業事故防止について質問をいたします。このことにつきまして、町の第 2 次総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について、議会としても可決をしたところでございます。その際、農作業事故防止について、飯綱町議会では事の重要性に鑑みながら、付帯決議事項として、このことについて既に提出済みであります。

この高齢者の農作業事故の現状については、農業就業者の農作業の死亡事故の発生率は年々増加しているということと、それから全産業、建設業だとかあるいは他の産業も含むわけですが、そのうち農作業による事故が最も高く、農作業の安全対策が進んでいないという現状にあります。それから先ほど申しましたように、特に高齢化に伴う死亡事故の増加が特に深刻化していると。特に死亡事故のうち、農業機械に関わる事故が最も多いということで 1 位が乗用トラクター、2 位が農業用運搬車、3 位が歩行トラクターの順になっております。

県下の平成 28 年の農作業による死亡事故の発生状況を見ますと、全部で 15 件というデータをいただいております。そのうち、いわゆる 70 代、80 代の高齢者による死亡事故率が 80 パーセントと非常に高いと。こういう実情にありまして、私もこの件について長野中央警察署に出向いたとき、中央警察署も是非一つ行政も前向きな取り組みをしていただきたいと。こういう要請を受けてきましたもので、これから順次質問をさせていただきます。

まず 1 点は、過去 10 年間に町における農作業中の死亡事故の実情をお聞きしたいと思います。町内の農業者の従事者の高齢化が進んでおり、データは若干古いんですけれども、長野県農業試験場のデータによりますと、平成 32 年の飯綱町の農業基幹的従事者の高齢化率は 82.8 パーセントと推計されております。一方、年々農業機械の大型化と使用頻度の増加や、あるいは農道非舗装等ハード面などの諸事情もあいまって、農業機械による死亡事故が依然として発生しています。そこで先ほど言いましたように、町内の 10 年間ににおける死亡事故の実情について担当課長にお尋ねします。

（議長 寺島渉）

桜井産業観光課長。

（産業観光課長 桜井俊次）

お答え申し上げます。町で把握している農作業中の死亡事故でございますけれども、4 件ということでございます。乗用草刈機によるものが 2 件、それからガーデントラクターによるものが 1 件、それから野焼きが原因となったものが 1 件ということで、合計 4 件把握してございます。

（議長 寺島渉）

荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

今、農業機械による町内での農作業事故が 3 件ということでございますので、その課題への現状認識はどういうふうに感じておられますか。これも担当課長にお伺いします。

（議長 寺島渉）

桜井産業観光課長。

（産業観光課長 桜井俊次）

農業機械による死亡事故は今ほどの 3 件ということで、3 件につきましては法面への侵入やほ場の起伏が大きい箇所への乗り上げ等によりまして、農業機械が転倒してしまい、機械の下敷きになったということをお願いいたします。特にトラクターなどの農業機械による死亡事故の原因の大半につきましては、道路からの転倒、あるいはほ場での横転、また農業従事者の高齢化に伴います操作ミス等々と聞いております。いずれにしましても、ちょっとした不注意や大丈夫だという過信が重大な事故に繋がっているというふうな認識でおります。

（議長 寺島渉）
荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

その 3 件、残念ながら町内でも 10 年間のうちに農作業による事故が発生したと、そういう実情を踏まえながら、今まで町独自でそういう農産業の機械による事故防止策というものを講じられてきたかどうか、そこら辺について再度、産業観光課長にお聞きしたいと思います。

（議長 寺島渉）
桜井産業観光課長。

（産業観光課長 桜井俊次）

町独自の対策ということでございますけれども、毎年、農業技術者連絡協議会、いわゆる農技連では、春と秋に農産業安全月間ということで、防災無線、あるいはチラシの配布等によりまして安全の啓発を行ってきてございます。また最近では、なるべく J A の、例えばりんご部会、もも部会等におきましては農産業安全を訴えてきてございます。

また、本年度でございますけれども、国で農産業安全ステッカーを作成しまして、各市町村に配布をするということで、これは安全確認運動を月間ではなくて、3 月から 5 月までの重点期間ということで、ステッカーを配布するというところでございますので、そのステッカーによりまして啓発等も行っていきたいと思っております。また、チラシ等につきましても、これから配布をして安全を訴えていきたいというふうに思っております。

（議長 寺島渉）
荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

今、農技連の中でチラシ等広報を通じながら、事故撲滅に努めてきたということですが、これに対する課題等についてはどうなんでしょう。もしくは成果でもいいです。

（議長 寺島渉）
桜井産業観光課長。

（8 番 荒川詔夫）

成果ということですが、啓発等ということで行ってきてございます。ただ、残念なことに、ここ 2 年ほど死亡事故が続いているという状況でございます。先ほどの 4 件のうち 2 件がここ 2 年、もう 2 件はもうちょっと前のということで、啓発をしながら死亡事故が発生したということは大変残念なことだし、私どもも重大なことというふうに捉えております。特に成果というのは、データ、あるいはそういうところではございませんのでよろしくお願いいたします。

（議長 寺島渉）
荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

時間もありませんので、私はいろいろ事故の現状を分析する中で事故防止に向けた提案をさせていただきます。

まず、農道狭あい部分及び損傷箇所の改良工事。転落件数が県下の事故の実例を見ると多くなっております。それから農地の急傾斜面の基盤整備、あるいは湿田等の土地改良事業。これはすぐにはなかなか取り組めませんけれども、現場を確認しつつ、計画的に実施されてはどうかということでございます。それから農地の集約化と自主管理の徹底を図る指導。これも法面が草で覆われ、畑の境界がはっきりしない。そういうことによる発生が起きておりますので、そういう指導の徹底、あるいは危険箇所への標識の設置。それから機械操作ミスが非常に多いということで、安全講習会の開催。それからもう

一つは、飯綱町の健康づくり町宣言を生かしての健康体操の普及啓発。以上、踏まえまして農産業事故ゼロ運動町宣言、そういうものをしてはどうかということで申し上げましたので、見解と更なるベターな具体策等がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

（議長 寺島渉）

峯村町長。

（町長 峯村勝盛）

大変結構なご提案だというふうに承りました。一昨日、中央警察署長と懇談する機会がございまして、農作業といつもリンクしている軽トラック。あそこに自動停止装置、あのようなものがセットされると非常に事故が減ると思います。自分が今度交通部長になったら、それを一生懸命言おうかと思っているなんておっしゃっていましたが、非常に私はいいいアイデアだとお返事を申し上げました。

なおかつ今のご提案の中で、一部をよく見てみますと、平らな水田での事故というのはほとんどなくて、樹園地での草刈りやSSによる事故が多いということは、やはり畑地の基盤の整備、ほ場の整備というものが一つ大事なのと、移動する農道の整備というのも。これもお金掛かる話ですけど計画的に進めていくことが必要だなと。特に畑の基盤整備には、一つの畑だけでは全然整備ができませんので、いくつかの畑を集的に整備してくということがものすごく大事なので、そういう意味でも集約的なことをしないと畑地の基盤整備は難しいだろうなと思っております。

（議長 寺島渉）

荒川詔夫議員、あと 10 分ですので、3 番目のテーマにいった方がいいと思う。それで 1 番目を飛ばして 2 番目と 3 番目、質問してもらえますか。

（8 番 荒川詔夫）

それでは 3 番目の高齢者等の運転免許証自主返納者への支援策。これについても、非常に最近高齢者等による自動車事故の多発が新聞テレビ等で報道されており、大きな社会問題になっております。

平成 28 年度中の県下の交通事故死亡の現状ですけれども、121 人中、残念ながら 6 割の 69 名が高齢者という実態にあります。町の平成 27 年度の高齢化率は 35.1 パーセント。町独自の推計値によると、10 年後の平成 37 年度には高齢化率が 42.1 パーセントというふうに推計されております。こうすることで、今後運転免許の自主返納者がこれから増えるということが想定されます。町民の皆さん方の中には、警察署へ自主返納の相談に来られて、返納メリットの恩恵がないという理由により、そのまま帰られる皆様方が何人かいるそうです。

飯綱町の自主返納の実情は、平成 28 年 1 月から 11 月までは 12 人。前年は 21 人。過去 10 年間で 73 人いるそうです。私は見込み者を事前に把握して、その動静というものを踏まえる中で、住民の皆さん方の意向に沿った、より充実した支援策を講じていただくことが喫緊の課題というようなことで、質問に立ったわけでございます。

それです、県内の各市町村の運転免許証の自主返納に対する別添一覧表について、中央警察署からいただきましたもので、参考資料として配布をさせていただきました。これは飽くまでも 28 年 11 月 1 日現在ということで、それ以降の時間差がありますので、当然施策のレベルアップ、あるいは更に対策を講じられた市町村があるという前提に立って、まず運転免許証を自主返納した場合は運転経歴証明書というものが警察から交付されます。この証明書は金融機関での身分証明書として使えるほか、全国のあるいは県内も含めてですけれども、協会加入のタクシー会社のタクシーを利用した場合は運賃の 10 パーセントの割引が受けられる特典が講じられております。飯綱町でも 1 社が割引の対象になっているそうです。それです、町の平成 29 年度予算の中で運転免許自主返納者に対する支援策を新規に講じられましたけれども、その中身を具体的に金額も含めてお聞かせいただけますか。

（議長 寺島渉）

徳永企画課長。

（企画課長 徳永裕二）

今のご質問でございますけれども、29 年度予算の中の免許返納者等に対する補助ということで、アイ

バス運行事業で 30 万円を計上させていただいているところでございます。免許証を返納した方に対する公共交通の面での支援策ということで、今のところアイバスの回数券の支給等を実施してまいりたいと思っておりますけれども、今後、タクシー会社さんとも協議を持ちまして、タクシーも含める中で検討しまして、具体的な制度や開始時期等につきましては、早めに住民の皆様にお知らせをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（議長 寺島渉）
荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

次にこれから申すことは、今後、運転免許自主返納者の動向にもよりますけれども、仮に多くの返納者が見込まれた場合は支援策のメニューを複数揃えて、利用者の選択制に委ねることは、昨日の町長の弱者への支援策の考えに相通ずるものがありますので、そういうふうなことをすることによって極力返納者への意向に沿えると、こういうふうに思われますけれども、これらの考え方についてはいかがでしょうか。

（議長 寺島渉）
峯村町長。

（町長 峯村勝盛）

これからの行政サービスはご意見のとおり、なるべく住民需要に応えるような方向で対応していきたいと思っておりますので、実施を複数年やるかどうか等も含めて十分ご意見を取り入れていきたいと思っています。

（議長 寺島渉）
荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

それでは、飽くまでも私の私見の一端を述べさせていただきますけれども、例えばタクシーの利用助成券の配布だとか、あるいは需要動向によってはマイカーの相乗り、これは NPO 法人等を活用する、そういう考え方でございます。これはもちろん、当町にはタクシー会社等 2 社ありますので、競合も想定されますので、これらの皆さん方との事前の合意と利用者増というその前提に立っての考え方でございます。

それからまた、デマンドバスの料金の値引きをする、こんな考えを申し上げまして今後の町の具体策のメニュー等をもう一度お聞かせいただけますか。

（議長 寺島渉）
峯村町長。

（町長 峯村勝盛）

しなの鉄道の利用等も考えられますし、足だけの確保もそうですけれども、免許証を返納した場合に違った意味での特典、例えば何かお買物した時の割引制度があるとか、広く考えて対応していきたいと思っております。

（議長 寺島渉）
荒川議員。

（8 番 荒川詔夫）

それではもう時間でございますので、これで質問は終わりますけれども、第 1 点の自主管理、これは本当に足元の今の町の農地のけい畔管理を含めて、段々雑になっているので、是非一つ、入口段階で少しでも解決してほしいということでございます。以上申し上げまして、全て質問できなかつたわけです。

けれども、私からの質問を終わらせていただきます。

（議長 寺島渉）

荒川議員、ご苦勞様でした。

これにて一般質問の通告者、全部終了しました。

ここでお諮りします。

明日 10 日から 22 日までの 13 日間、本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔なしの声〕

（議長 寺島渉）

異議なしと認め、明日 10 日から 22 日までは本会議を休会することに決定しました。

23 日の本会議は議事の都合により会議規則第 9 条第 2 項の規定によって、会議時間を 3 時間 30 分繰り下げて、午後 1 時 30 分に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔なしの声〕

（議長 寺島渉）

異議なしと認め、3 月 23 日の本会議は午後 1 時 30 分に開くことに決定いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

どうも皆さんご苦勞様でした。